

# 補聴器の購入費用を

## 助成します



購入前に  
申請が  
必要です！

65歳以上の沖縄市民で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に、補聴器購入費の一部または全部を助成します。

### 1. 助成要件（対象となる方） ※以下の全てに該当する方が対象

- ① 沖縄市に住民票を有しかつ居住している方
- ② 申請時に65歳以上で住民税非課税世帯に属する方  
※申請する日の年度（当該日の属する月が4月から5月末日までの場合は、前年度の課税状況をみます。）
- ③ 耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要との医師意見書（指定様式あり）を提出することができる方  
※医師意見書費用は自己負担となります。  
※障害者総合支援法など他の制度で補聴器の補助・交付を受けることができる方や、過去に本助成を受けたことがある場合は、助成の対象となりません。

### 2. 助成額

- ① 補聴器の購入費として、1人当たり2万5千円（上限額）を助成します。
- ② 助成は、1人1回限りです。  
※予算の範囲内での助成になるため先着順の受付となります。1人2万5千円（上限額）の助成で約20人分です。

### 3. 留意事項

- ① 市の助成決定前に購入した補聴器は、助成の対象になりません。
- ② 当該年度の予算額に達した場合は、受付を終了することもあります。
- ③ 購入後のアンケートに協力していただきます。

## 沖縄市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業 手続きの流れについて

### ①市に助成要件を確認する ※助成要件については裏面参照

助成を希望する場合 沖縄市役所地下2階 介護保険課地域支援担当へ来所し、事前確認(助成要件の確認等)と仮受付手続きを行ってください。※本人の署名と本人確認の身分証明(マイナンバーカード又は医療の資格確認証)が必要です。仮受付から3カ月以内に申請しない場合はキャンセルとなります。

### ②申請書及び医師の意見書様式を受け取る

助成要件に該当する場合は、申請書に必要な書類等をお渡しします。

### ③耳鼻咽喉科を受診

医師の意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師の意見書を記入してもらい、申請書に添えて介護保険課地域支援担当に提出してください。※受診料・検査料・文書料などは、自己負担となります。

### ④販売店で補聴器購入相談・見積書をもらう

認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店(※)で相談、補聴器の調整・試聴を行い、購入予定の補聴器の見積を作成してもらう。※対象となる販売店は(公財)テクノイド協会の補聴器販売店検索システムに掲載されている認定補聴器技能者が在籍する店舗に限ります。



### ⑤市に必要書類を提出する

購入することが決まったら、沖縄市役所地下2階 介護保険課地域支援担当へ下記を提出する。

【提出物】 ①助成申請書 ②聴力レベル及び補聴器使用の要否を示す医師の意見書 ③見積書(写し可)

### ⑥助成決定通知書が届く

市が提出された書類を確認し、①「助成決定通知書」と②「請求書・支払金口座振替依頼書(※却下の場合は送付されません。)」をお送りします。

### ⑦補聴器を購入する

助成決定通知が届いた後に、見積書を取得した販売店へ行き補聴器を購入し領収書进行もらう。

### ⑧市に助成金を請求する

沖縄市役所地下2階 介護保険課地域支援担当へ下記を提出する。

【提出物】 ①助成請求書・支払金口座振替依頼書 ②領収書 ③振込口座の写し(本人名義の通帳やキャッシュカード等)

### ⑨市が本人名義の指定口座に助成金の振込をおこなう